

少年法「改正」法案に反対する会長声明

2008年4月16日

高知弁護士会 会長 小泉 武嗣

法制審議会は、本年2月13日、少年法「改正」案を採択し、3月7日には少年法「改正」案が閣議決定された。

同「改正」案は、犯罪被害者等の少年審判の傍聴を認める規定を新設するとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の要件を緩和することをその内容とする。

しかしながら、当会は、以下の理由から、同「改正」案には強く反対する。

そもそも事件を犯した少年は、その成長過程や資質などに大きな問題を抱えていることが多く、適切な自尊感情が育っていない場合が多い。重大事件を犯した少年ほど、その根は深いものがある。そこで、少年司法は、刑事司法と異なり、非行事実の認定のみならず、非行をおこすに至った背景・要因を深く調査・分析し、少年の悩みや痛みを十分に受けとめながら、少年に内省を深めさせることを目的としている。そのため、少年法22条は「審判は、懇切を旨として、和やかに行う」ものとし、審判の非公開を定めているのである。

ところが、被害者等による審判傍聴が認められることになれば、少年が萎縮し、心を開いて語る事が出来なくなる。その結果、少年の悩みを受けとめ、内面に働きかけながら内省を深めさせるという審判の教育的・福祉的観点は大きく後退し、少年の更生を妨げることとなる。少年が萎縮することで十分に語れなくなれば、真の事実関係が明らかにならないことも起こりうる。更に、少年審判は事件からそれほど時間が経過していない段階で開かれることから、被害者等はまだ整理されていない未熟な少年の言葉を直接聞くことになり、審判の傍聴によって、更に悲しみや怒りを増幅させることも予想される。

犯罪被害者等による少年審判の傍聴については、少年審判規則29条にもとづき、裁判所が認める範囲で審判への在席が認められる場合があり、実際に被害者が参加した例もあるのであって、それ以上の規定は設けるべきではない。

また、同「改正」案が、少年の身上経歴などプライバシーに関する部分も含め、記録の閲覧・謄写の対象を広げているのは問題である。これらの情報が犯罪被害者等にも開示されることとなれば、少年やその親族等のプライバシーを侵害するのみならず、裁判所が少年から必要な情報を収集することが困難となり、適切な処分決定がなされなくなるおそれがある。

確かに、犯罪被害者等の知る権利は尊重されるべきであるが、少年審判の傍聴や、少年

やその親族等のプライバシーを含む記録の閲覧・謄写を許すのはあまりにも弊害が大きい。今なすべきことは、各関係機関が被害者等に対し、2000年少年法「改正」において新設された、記録の閲覧・謄写（少年法5条の2）、意見の聴取（少年法9条の2）、審判結果の通知（少年法31条の2）の各規定の存在を更に丁寧に知らせ、これらを被害者等が活用する支援態勢を整備するとともに、犯罪被害者に対する早期の経済的・精神的支援制度を充実させることである。

以上の理由から、当会は、同「改正」案に対し強く反対の意思を表明し、国会における廃案を求めるものである。